

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供 (2023年)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)が改正され、第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

認可・届出番号:派13-314069
事業所名:株式会社スマイルアクス
所在地:東京都新宿区西新宿7丁目5-2
西新宿 BUSINESS CUBE 5F

- 1 派遣労働者の数 3名
- 2 派遣先の数 2社
- 3 マージン率 57.6%

派遣料金の平均額(A) = 34,751円(8時間相当)

派遣労働者の賃金平均額(B) = 14,746円(8時間相当)

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{(\text{派遣料金の平均額})} \times 100$$

■ マージン率に含まれる主な経費

- 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労災保険料等の会社負担分
- 取得する年次有給休暇にかかる賃金の充当
- 教育訓練費(情報セキュリティ教育、個人情報保護、新規採用者への訓練費)
- 営業、管理にあたる社員の人件費
- 一般健康診断および生活習慣病健診の受診費
- オフィス内管理システムの維持費や光熱費、通信費等の維持費

④ 教育訓練に関する事項

派遣労働者への個人情報保護に関する教育

派遣労働者へ技術維持向上の教育

派遣労働者への安全衛生教育

種別	職種	名称	具体的な内容	年	時間	実施者
入職時訓練	全職種	ビジネスマナー研修	挨拶 身だしなみ 基本的な業務への取り組みについて	1	4	派遣元
職能別訓練	全職種	基本的な開発手順	既存の開発ツールについて	1~3	8	派遣先
職能別訓練	企画職	開発環境についての要領	開発ツールについて	1~3	8	派遣先
職能別訓練	企画職	管理技能研修	案件の管理について	1~5	8	派遣先
職能別訓練	デザイン	開発環境についての要領	既存の開発ツールについて	1~3	8	派遣先
職能別訓練	デザイン	新規ツールについての要領	新規ツールを使用した技能の習得	1~5	8	派遣先
職能別訓練	エンジニア	開発環境についての要領	既存の開発ツールについて	1~3	8	派遣先
職能別訓練	エンジニア	新規言語、環境についての要領	新たな言語、環境を使用した技能の習得	1~5	8	派遣先
階層別検収	全職種	人材育成研修	リーダーとしてのスキルについて 正社員と非正社員の違いについて	3~5	8	派遣先

⑤ その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項

福利厚生:社会保険や有給休暇・健康診断などの制度

労使協定の締結:あり(当該協定の有効期間の終期 2024年3月31日)